

保護者の皆さんへ

就学援助制度について（お知らせ）

経済的理由によって就学することが困難な児童及び生徒に対し、津山市教育委員会では就学に必要な下記の経費について援助を行っています。

○学用品費等 …《定額》

- ・学用品費・通学用品費
- ・修学旅行費及び校外活動費
- ・新入学児童生徒学用品費等（入学前に支給を受けていない1年生で当初認定者のみ）

○医療費 …《自己負担額全額》 ※生活保護を受給されている方のみ

結膜炎、中耳炎、う歯(虫歯)等の学校病の治療費

ただし、医療券を持参し、受診した場合に限りです。（事前に必ず在籍学校へ連絡し、医療券を受け取ってから受診してください。）

※生活保護以外の方は子ども医療費受給資格者証にて受診してください。

○学校給食費 …《自己負担額全額》

就学援助費の支給月は、7月、12月、3月の年3回です。

（当初認定以外の方については、認定になった月以降の援助費を上記の支給月に支給します。）

【 申 請 方 法 】

この援助制度の利用を希望される方は、在籍学校（または津山市教育委員会）に相談し、申請書類を受け取ってください。申請書類に必要事項を記入後、在籍学校へ提出してください。該当者の認定は教育委員会が行い、結果は学校長を通じて保護者へお知らせします。なお、認定審査の際、課税台帳の閲覧等公簿調査をし、場合により学校長及び地区の民生委員の意見を伺うことがありますのでご了承ください。

今年度認定となった方も、認定期間は年度末までとなっています。認定審査は毎年度行いますので、年度がかわりましたら改めて申請してください。申請書は学校から配布します。

児童扶養手当を受給している方は、申請書類に児童扶養手当証書の写しを添付してください。

その他わかりにくい点がありましたら、在籍学校または津山市教育委員会までお問い合わせください。

《裏面もご覧ください》

津 山 市 教 育 委 員 会
学 校 教 育 課 就 学 事 務 係
TEL 32-2116（直通）

【 認 定 要 件 】

この援助を受けることができるのは、児童生徒の保護者が次のような場合で、かつ援助の必要があると認められた場合です。

1 現在、生活保護（教育扶助）を受けている方

※修学旅行費、医療費のみ支給

2 生活保護法に規定する「要保護者」に準ずる程度に経済的に困っている方

（1）昨年度または当該年度において、次のいずれかの措置を受けた方

- ・生活保護が停止または廃止
- ・市民税の非課税または減免
- ・国民年金の掛金の減免（全額免除該当者のみ）
- ・火災等の災害による国民健康保険料の減免
- ・児童扶養手当（ひとり親家庭または両親のいない児童生徒の養育者に支給される手当のこと。児童手当のことではありません。）の受給

※申請日現在、受給中の方が対象となります。

- ・生活福祉資金による貸付け
- ・火災等の災害による固定資産税の減免

（2）（1）以外で、次のいずれかに該当する方

- ・日雇労働者を希望して公共職業安定所に求職申込みをしている方
- ・世帯員の市県民税課税額がそれぞれ均等割額以下の方

※未申告の場合は、この要件での認定はできません。認定審査を行う際に、課税額の確認が必要になります。世帯に所得申告をされていない方がいる場合は、公簿での確認ができないので、この要件での認定はできません。

- ・「4人世帯で世帯全体の所得が220万円以下※」の世帯と同等である方

※この所得基準額は今後、国の方針により変更になる可能性があります。

※未申告の場合は、この要件での認定はできません。認定審査を行う際に、所得の確認が必要になります。世帯に所得申告をされていない方がいる場合は、公簿での確認ができないので、この要件での認定はできません。

（3）（1）（2）以外で、様々な事情により、給食費、学級費、PTA会費等の学校納付金を納めることが困難な方

※この要件で申請される場合は、学校長または担当者が現在の経済状況（具体的な収入額、支出の内容等）について詳しくお尋ねし、直近3ヶ月の給与明細書や離職票の写し等の提出を求めます。